

細川幽齋草案卷子所収

「雪花齋」史料の周辺と

田辺の弓道について

井上金次郎

一、「卷子」のあらまし

尋知田中嘉一郎氏の内諾と、その協力によって当時、京都博物館に寄託中の同家所蔵にかかわる所謂「幽齋草案卷子」を市文化財保護委員事務局を通じて拝見したのは、たしか昭和四十四年の秋であった。

この卷子の伝来については、戦前から中世の若狭高浜城主として武名を馳せた逸見氏の余裔と称し近世初頭から田辺に定着した壺屋与市左衛門家の旧蔵品であったことをきいていた。

戦後間もない頃、これを江戸末期以来、壺屋とつながりをもった田中家で披見された池田儀一郎先生は、「この草案は、私達ではとても解読できる体ではない」と匙を投

げられ、卷子に所収されている一文書を手写され私に示された紙片は、今も私の手元にのこっている。

この様な事情から返却する時限もあるので借覧すると同時にゼロックスして復写し一巻としての体裁を整え、復原したものを府の文化財保護課に送り、これの解読と解説を依頼したが、二ヶ月余を経て入手したものは、当初私達が期待した程の結果は得られなかった。それには間々誤読もあり、伏字も目立ち、その上解説もなかったため、発表を故意に遠慮した形で今に至っている。

爾来私は余暇をみて、これの考証に当たっているものの、この一巻に所収された草案は、長短合せて三十二通あり、その文中に出示する有無名の入達の数が百に近いため悉皆解説

の段階は何時になるのか自分でも見当がつかない。

しかし、この途上、卷子にある消息文の中には、中世田辺の刀工大道氏に関するものが一通あって、これは高田守氏が丹後金工の論稿の中に引用して成文し紹介されたため、広く斯界の注目を集めたことは既に知られる通りである。

原卷子はその後、市資料館の開館特別展に出陳されたことがあるので、一部の方達は御覧になったと思われるが、一応ここでその外装等について記しておくことにする。

細川幽齋草案卷子 一巻 箱入

蓋表墨書 「泰勝院殿 消息併詩歌 細川玄旨 親筆」

時代桐匣 棧蓋 鹿皮紐付仕立の箱入にして巻表に黄緑色小紋の七曜を金欄で織出す生地を用い(長二七・五cm)、この裏地が卷子の扉となる部分に当るため、これの表部に時代堅手の画紙を使い、ここに扉絵として上半部は桃山風な狩野派の雲形を岩緑、群青の顔料で描き、下半部は時代金箔を押し、無款である。この扉絵に次いで二十六枚の手漉和紙で裏打ちし長短三十二枚の消息草案をつなぎ扉部分を除く全長一〇・三m、幅一八cmの

卷子様式に仕立上げて軸芯上下に紫檀の丸型をつける。紙背のつぎ目毎に「壺」形黒印及正方形小印を上下に押す。

私は初めてこれを手にした時、いうにいわれぬいでたちや、そのものずばりの感じに心をひかれたものである。

見ていくうちに、よどみのない中世風な潤達な字体やその運筆、書風、紙質から墨色、文書の型式等々から推して、近頃珍らしい良質の史料に出会ったと思つた。

そしてこれが、たとえ幽齋の直筆でなかったとしても、時代的な面でも幽齋研究の絶好の史料であるとの確信を深めた次第である。

内容は、天正末期から文禄、慶長初期にかけて幽齋が関連した九州の島津氏関係のものが多く薩摩在住の時と思われる私的消消息の案内や朝鮮使餐応の詩歌草案などが主で、ほかに二、三の朱印状写等を含んでいるが、田辺在国中と思われるものは見当らない。

私はこれらを「読み下し」からはじめて解説に及ぶ作業を断続的につづけてはいるが、何分にも浅学でなかなか抄らず、加えて中味が良質にかかわらず、私達の指向する地方史研究には余り役立つとは考えられないので、時折手にすることはあつても、ついつい疎遠

になつて精査完了の日は程遠い。

二、幽齋の弓術と田辺の弓道者

「弓矢の道」が武道をさし、武士の代名詞が「弓矢の人」とか「弓取」とかで使われることが多いが、幽齋の射技(弓術)については最近出版された「細川幽齋(細川護貞)」は、「天正三年(一五七五)から波々伯部貞弘について習練を積み天正八年(一五八〇)五月遂にその印可をうけた」と述べ、これに関する文書一通を掲示している。

御弓御稽古之事

御器用為るによつて憚り乍ら心底を洩らさず相伝へ申し入れ上ぐれば誰々にも御指南なさるべきもの也

天正八年五月十八日

波々伯部越中入道貞弘書判

長岡兵部大輔殿

御中

武芸で普遍的に使われている印可は、もともと仏教語で印信許可という意味から密教では、その一流を師が弟子に相伝する奥義をさすという。

これは深奥の秘法を行うことを許す語であるが、この言葉が武芸界に移入されたのは中世末期以降で、各界の所謂開祖が各流各派を醸成樹立してゆく中で、師がその門弟の技量に応じて、これを文書で証明するための形式が近世初頭に定着し、その様式が次第に定型化したことは説明するまでもない。

そしてこの様な許状を発給することは延いては、その門流の教権基盤を拡充、強化させることにつながる事となつた。

貞弘のこの文書は、これらの点で斯道が濫觴期であつたためか定型化以前の様式で文意も屈託がなく大揚で興味深い。

「武芸小伝」(正徳四年日高繁高)によれば、口伝を教えるのを伝授といい、技量の進歩に従つて免許から印可の段階に至つたとしているが、この文書は果して印可を意味するものであるうか、後出の資料からみて尚考える余地が多い。

また現在私の手元に参考資料がないので、貞弘がこの時点で何流の弓術を伝授したのか、これは不詳である。

ただ池辺義象の「偉人幽齋」では、貞弘を丹波桑田郡の人であつて、代々射術の家系といひ、その先祖は右衛門尉貞光であつたと記し

これ以上は述べていない。

この様な「許し状」を日置流弓術の例をとれば、天文、永禄の頃が丁度この流派確立の草創期に当たっていて、印可の伝授は「唯授一人」(「明良洪範」江戸中期成立、真田増善)であったといわれているから、波々伯部氏は或いはこの流派でなかったかも知れない。しかし、いずれにしても、その頃の幽斎の技量を示した印可に至る一段階の免許であることは確かである。

幽斎の弓術資料は、従来の「幽斎伝」では前掲の一文書を挙げて印可をうけたとしているが、これは誤りで「草案巻子」所収の新史料によれば、弓道についての幽斎への正式な印可は、天正末期で日置流雪花派の祖、雪花斎自身から贈与されたものであることを知ることが出来る。

○ (巻子所収第十五号文書)

「日置一流之印可状調有候不
寄存知之処如此之儀満足至
極候為御礼□□儀伴喜左衛門
為祝儀小袖一重進之候相向之
時可令申候 恐々謹言
九月十三日

雪荷斎 御返報

読み下し

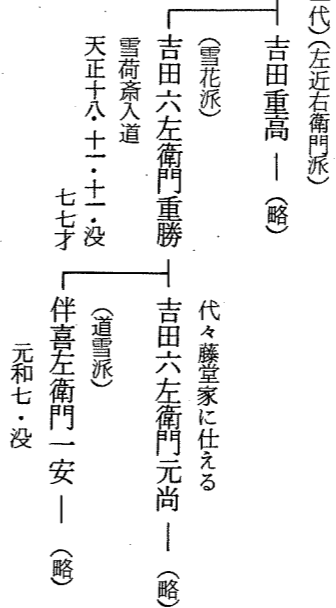
「日置一流の印可状調(ととの)へ有り候。存知寄らざるのところ此の如くの儀、満足至極に候。御礼の為□□儀、伴喜左衛門祝儀の為、小袖一重(ひとかさね)之を進せ候。相向の時に申さしむ可く候。」

この草案は幽斎が日置一流から出て雪花派を樹立した吉田雪花斎から常々思ってもいなかった印可状を贈られて、その好意に対し小袖一重を進呈し礼を述べたものである。

○ 弓術系譜 (読史総覧)

日置流射術

日置正次 — 吉田重賢 — 重政 — 吉田重高 — (略)
生没不詳



差出の名はないが、内容から見ると幽斎のものと断定できるので、この本文書には花押があったことが窺われ、その年号も前後の事情から推して大体天正十七年(一五八九)のもので考えられる。その上これは同流のいう秘法「唯授一人」の相伝でなかったことは以下の資料で明らかである。ここに出示した雪荷斎と伴喜左衛門の両人は、ともに細川氏が田辺に在国した頃、深いかかり合いがあるので、前述の書のほか「武用弁略」(貞享元年木下義俊)等を参酌してこれを摘出する。

雪荷斎は、本名を吉田六左衛門源重勝といひ、吉田流二代重政(号一鷗)の第四子で通称一元定、幼名一勘次郎・介次郎、入道してのちは方睡、又は豊睡とも書いたものがある。射術に達し村(むら)を善くした。(村とは弓を作るために、これに使う竹や木を削ることを村をするという)

この頃は、製弓者を村師ともよび、雪荷斎の製弓は特に著名であり、遺品はいずれも名作の誉れが高かった。

雪荷の命名挿話としては、重勝が関白秀次のもとに滞留した頃、重用されて、その弓を作らされた。これができ上がったので、雪の中を自ら簑笠をつけこの弓を担ぎ登城したが、この雪を荷負った姿を矢倉から眺めていた秀次は「面白き姿」と雪荷の名を与えたという。爾後これが流派の名となり教権も確立したらしい。

伝記には、はじめ丹後田辺にあって修行に精進し、のち京都に上ったが生涯仕官することとなかったといわれている。

老境に入ってから幽斎の恩顧をうけ、天正十六年(一五八八)七十五才で田辺城に招かれ、天正十八年(一五九〇)十一月十一日、

幽斎が秀吉の小田原陣に参加の留守中、滞在三年にして七十七才の生涯を閉じ、同地の興正寺(現在廃寺か尚不詳)に葬られたが、のち津城下の四天王寺に改葬された記録をのこしている。

幽斎の「東国陣道記」をみると、「七月十五日相煩につきて御いとまなり」と記し、甲州を廻り木曾福島から帰京しているが、この雪荷斎が死没した十一月頃は、病のため滞京し留守にしていたと思われる。

その子六左衛門元尚は、天正十三年(一五八五)二十六才で父雪荷斎から「唯授一人」の最高秘伝を相承し、一時豊臣秀長に仕えたが、慶長五年(一六〇〇)以後、藤堂家の師範となり、子孫もこれに従い家名を落すことがなかったという。

天保十二年(一八四一)に八十二才で没した肥前平戸藩主の松浦静山は、その頃の文化人で有名な「甲子夜話」の著書がある人であるが、その書中に「雪荷斎の村(むら)弓」を珍藏していることを記し、この弓は金泥・七所藤(ななところとう)で未弭(うらははず)に「やましな」の銘が入れてあると、その作例の一半を示している。

伴喜左衛門一安についての資料を総合すると、この人は近江国佐々木の出身で(伴道雪略譜)雪荷斎に学んで射術が上達、遂に門下随一となり、道雪ひとりその宗を得たといわれた。

それは喜左衛門が天正十六年七月印可をうけ、同十八年の師死去以前には既に「唯授一人」の秘伝を得ていたから、その早さの故にいわれたのである。もっともこれは、弓術に執心の主君幽斎に老境に入って尚仕官しなかつた師雪荷斎を世話した情実的な面も伏在しての「唯授一人」の相伝であつたかも知れない。

この相伝があつてから「玄旨(細川)どのの御家中を逃げ」と一書にあるが、兎も角弓術の武者修行に出たのもあろうか主家を退参したことは真実らしい。

後日、道雪派を樹立し、諸国にその門流が多いという。

はじめ幽斎に仕えて永らく丹後田辺に住み、天正年間すでに京都蓮華王院(三十三間堂)で根矢(ねや)をもって「通し矢」を行い、「根矢数の創始者」として弓道界に知られた人である。

晩年大和国郡山城主・松平忠明に仕えたが、

元和七年病没。子孫は代々同藩に従ったと伝えられている。
〔参考〕
「竹林流附録自他問答」に載っている部分が面白いので一寸抜粋して置く。

○ 「喜左衛門は雪荷が弟子なり。」

細川玄旨どのに召し、つかわれしものなり。建仁寺の寺小法師の子なり。
かれ名字を伴(ばん)というは幽斎どの興ある御方にて伴と呼び給うなり。
寺の小者を小ばんというによって、小の字を略して、かく付け給うと也。

その後幽斎どの雪荷を召して射学をなされ、御家中の侍ともども雪荷のところ、かの者も雪荷弟子数にて幅きき、身のたけも延び、器量の数に入りしなるに雪荷逗留のあいだ宿所として雪荷も彼にこまやかに伝えられしと也。(略)

三、終りに

人物が弓で鹿を射とめようとしている図が、弥生時代の銅鐸に鑄出され「日本書紀」の神武東征伝説の条に、有金靈鷄、飛來止干天皇

弓弾、と述べられている程古い歴史をもつ弓道であるが、田辺領内の、その史料については、私が知る限りでは左の記録が最も古い史料である。

志楽一ノ宮神社文書

(現在、阿良須神社所有巻子の内)

○ 志楽庄一宮神田さん用帳事

合 長祿三年(一四五九) 加地子免除定納拾七石一斗三升八合内

―(略)―

二年 やぶさめ(流鎗馬) 酒入

三年 同時飯米

一年 馬大豆

―(略)―

上銭

九貫五十匁(匁)内

―(略)―

二百匁(匁) やぶさめいて(流鎗馬射手)の礼銭

―(略)―

長祿四年(一四六〇) 九月十六日

○ 志楽庄春日部村一宮夏田之事

合巻段 但石代也 在所一宮馬場下也

―(略)―

寛正三年(一四六二) 三月十五日

代官 河嶋主計允安秀(書判)

○ この様な弓道参考史料は他に見当らず、現在はまだ「馬場」「馬立」「的場」等の地名となつて中世山城の遺構のこれと混交し大字、小字に伝称されているに過ぎない。

市域にのこるこの地名の場所は、各地区に散在し数えれば三、四十カ所もあるが、それらは今その殆んどが道路となり宅地となつて消滅し原形を失つて終つた。

また江戸時代の地誌にのこされたこれに類する記録は、前述の様な中世末期の弓道者達が、庶民に膾炙されて語り継がれているうちに變形したものかも知れない。

「丹後国加佐郡寺町在旧記(享保十一年)一七三一」(略) 河辺 由里村(略)

昔源三位頼政知行所之由 申伝る也 頼政 鶉(ぬえ)を射たる節黒ののだけ、此村之野上という百姓の屋敷より出るのを上ルと云、義理にて野上と名付となり」

これと同類の述記は市史に収録した旧語集の中にもあり、弓道や製弓の材料となつた竹

木についての伝称は不思議に市の東地域の大浦地区に多いことを附記して擧筆する。

……◇

「京通い」について

―田辺藩陸運史の一駒―

瀬 戸 美 秋

(一)

近世田辺藩当時、鮮魚は藩の特産物であつて、その販路は地元はもとより近隣諸藩及び京都まで人馬によって持運ばれていた。これらに従事する日雇賃持人足は在の百姓が多く京都へ通う者を「京通い」と称した。その仕事は、飛脚、魚荷運びが主であり、帰途は田辺へ荷を持帰り、藩内外の商品流通に大きく貢献していた。

ここで「京通い」について若干の資料を紹介し、今後不明な点を解明して全般理解への足がかりとしたい。

「京通い」は、現今も「常便」がその名残りをとどめているが、その発祥は弘化四年の触書によると「前々より仲買より出候魚荷

を持通い候もの共京通ひ日雇と相立来候……とあるように、相当以前から一大消費地である京都へは、魚荷を運ぶ「京通い」が存在していたようである。藩自体がこの「京通い」を利用して、江戸表或は京都屋敷との連絡にあたらせた。藩が利用するに当り、まず飛脚や日雇人足を常に確保して急の場合の用にあつた。そのために統制し、制度化する必要があつた。その手初めは、日雇人足を差配する日雇頭を

城下町の各年寄りに推挙させ、惣年寄りを通じて藩に申請させ、藩が任命するという方法をとつた。それから「京通い」人足には一定数のワクを設け、藩発行の印札を与えて闇人足を排除し、印札のない者は、魚荷運搬はたとえ自身の魚荷でも運搬を禁じた。そして下

り荷(京都→田辺)も勝手に賃銀をとつて持帰ることを許さなかつた。

ここで延享二年(一七四五)十一月に出された藩の定書をみることにする。

「御当地京通ひ仲付此度御改被遊候依之向後日備持致候者共日備頭久右衛門支配ニて罷成町方より荷請荷物指出候ハ荷物支配共久右衛門ニ被仰付候荷主之儀も諸荷物登セ仕候ハ、久右衛門方へ申遣日備持当為致可申委細御定左印

田辺より京都へ駄賃持之日備之分者自と京丹後屋五兵衛方へ止宿可仕段被仰付候此段ハ御当地御用向丹後屋五兵衛方日備頭同意之セ話仕候付日備共五兵衛方ニ止宿仕罷在候ハ、早速御用之御間欠茂無之事ニ思召候併京都之内ニ而も遠方用儀向杯有之不勝手之節ハ五兵衛方へ其訳申談折節ハ外宿も可仕候尤左様之節者五兵衛相談之上ニ而外宿可仕……」

延享以前何らかの形で藩が「京通い」日雇人足を利用してはいたが、ここで初めて日雇頭をおき、その日雇人足と、町方からの登セ荷物一切をその支配下においた。また京都では、「京通い」日雇人足のみならず魚荷持小商人も指定宿泊所を丹後屋五兵衛方に指定し、こ